

## 同志社女子大学発明規程

2004年 11月 27日 制定  
2005年 12月 17日 改正  
2008年 2月 23日 改正  
2016年 2月 18日 改正

### (目的)

第1条 この規程は、同志社女子大学（以下「本学」という。）の教職員が行った発明等の取り扱いについて規定し、その発明者としての権利を保障し、発明及び研究意欲の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において用いる用語は、次の定義によるものとする。

- (1) 「発明等」とは、発明、考案、意匠、並びに回路配置、品種、プログラム、データベースに関する著作物及びノウハウをいう。
- (2) 「職務発明」とは、教職員が行った発明等（ただし、プログラムに関する著作を除く。）であって、その内容が本学の業務範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が本学における教職員の現在又は過去の職務に属する発明、教職員が受託研究費を用いてなした発明及び特別な目的のために国等の予算を用いてなした発明をいう。
- (3) 「発明者」とは、発明等をなした本学の教職員をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法第19条に規定する育成者権
  - イ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び第10号の3のデータベースの著作物に関する著作権法第21条から第28条までに規定する著作権
  - ウ ア及びイに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、当該学部長、研究科長、研究所長又は学術情報部長（以下「当該学部長等」という。）が特に指定する権利（ノウハウ等を指す。）
- (5) この規程の対象となる「教職員」とは、次に定めるものをいう。
  - ア 本学の専任教職員
  - イ 本学の客員教授などで、かつ発明等につき契約がなされている者
  - ウ その他、任用に当たって発明等につき契約がなされている者

### (権利の帰属)

第3条 学校法人同志社（以下「同志社」という。）は、職務発明に関する知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、その権利を発明者に帰属させることができる。

- 2 教職員が、本学の発意に基づきその職務上プログラムの著作物を作成した場合には、同志社が当該著作物の著作者となる。

### (届出等)

第4条 教職員が職務発明をなした場合、前条第2項に規定する著作物を作成した場合又は職務発明以外の発明等の権利を同志社に譲渡することを希望する場合は、その内容を記載した書面を当該学部長等に届け出た後、この規程及びあらかじめ締結した契約書に基づき、その後の手続きをしなければならない。

- 2 前項の発明等の届出は、別に定める様式に従って行うものとする。

(大学院生及び学生のなした発明等)

第5条 本学の大学院生及び学生（以下「学生等」という。）が発明等をなした場合であって、当該学生等が当該発明等に関する権利の譲渡を本学に申し出た場合には、同志社は、これを承継することができる。この場合、当該学生等については、教職員に準じてこの規程を適用する。

(発明委員会)

第6条 本学は、発明等の権利の帰属、権利の取得及びその実施化を円滑に行うために発明委員会を設ける。

- 2 発明委員会は、第4条第1項の届出による発明等の権利の帰属に関する事項、その他発明等に関する必要な事項を決定し、その結果を学長及び発明者に報告、通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の発明委員会の決定が妥当であるかを判断し、その結果を速やかに当該学部長等に通知しなければならない。
- 4 発明委員会の構成、権限等については、別に定める。

(不服の申立て)

第7条 発明者は、第6条第2項による決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、不服を申し立てることができる。

- 2 学長は、不服の申立てがあったときは、発明委員会の意見を徴したうえで、不服申立ての当否を決定する。
- 3 学長は、前項の決定を当該発明者、当該学部長等に通知する。

(権利の承継等)

第8条 同志社は、第6条の手続きを経て発明等に関する権利の全部又は一部の承継を決定したときは、これを所有するものとする。

- 2 本学は、前項に基づき承継された発明等に関する権利に基づき、速やかに知的財産権を取得するための手続きをしなければならない。ただし、ノウハウとしてとどめる場合を除く。
- 3 前項に規定する出願に関する費用及び権利保持に要する費用は、本学と発明者がそれぞれの知的財産権の持分割合に応じて負担する。
- 4 発明等をなした者は、同志社が承継する発明等に関する権利についての譲渡証を、学術情報部学術研究支援課に提出しなければならない。
- 5 本学が発明等に関する権利を承継しないと決定したときは、当該発明等に関する権利は、当該発明等をなした者に帰属するものとする。
- 6 同志社に譲渡された発明等に基づく知的財産権を放棄又は消滅させようとする場合には、当該発明等をなした者にその権利を返還しなければならない。
- 7 本学は、当該学部長等及び発明者に通告、通知した後、承継した知的財産権を受ける権利の全部又は一部を、「知的財産権付与の支援」を行う適切な事業団あるいは技術移転会社に譲渡することができる。

(発明者の自己実施権の放棄)

第9条 同志社と発明者が共有する知的財産権が、学外との受託研究等の成果であって、発明者と受託研究等の相手方との共有に係る場合は、発明者は、研究活動に使用するときに除いて、当該知的財産権に係る自己実施権及び許諾権を放棄するものとする。

(権利譲渡への対価の支払)

第10条 本学は、以下の場合、発明者に対して、別表に定める対価を支払うものとする。

- (1) 第8条の規定により知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）を受ける権利あるい

は知的財産権の譲渡を受けた場合

- (2) 第8条の規定により譲渡された知的財産権を受ける権利による知的財産権が付与された場合
- (3) 本学が知的財産権の譲渡、専用実施権の設定を受けた発明等が実施され、その結果、本学が適切なる利益を受けた場合

(守秘義務)

第11条 本学及び発明者は、当該発明等の内容等の事項について、本学又は本学が権利譲渡した団体が出願するまでの期間は、秘密を守らなければならない。ただし、発明者及び本学の責めによらずして公知となった場合は除く。

(退職後、卒業後の取扱い)

第12条 発明者が退職又は卒業した場合においても、第10条各号の権利譲渡に伴う対価の支払を受けることができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、学術情報部主任会、常任委員会及び評議会の議を経て学長が決定する。

(事務局)

第14条 この規程に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が行う。

附則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

本学は、発明規程第10条に基づき、発明等をなした者に対して、以下の対価を支払う。

- (1) 知的財産権（プログラム、データベースに関する著作権を除く。）を受ける権利又はノウハウの譲渡を受けた場合、1件につき10,000円
- (2) 譲渡された知的財産権を受ける権利により知的財産権が付与された場合、1件につき20,000円
- (3) 発明者の発明等が実施され、その結果、本学が適切なる利益を受けた場合、その収入の50%、ただし、技術移転委託先との契約により支払うべき費用が発生した場合には、その金額を差し引いた額の50%とする。また、発明者の申請があった場合、対価を研究費に替えることができる。